

政令第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）の施行に伴い、並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第二項、第九十一条及び第九十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第一項に規定する住宅の工事現場において」を削り、「限る」を「限り、次号及び第四号の製品の成形又は製造のために用いられるものを除く」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 断熱材（硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。）

四 冷蔵機器及び冷凍機器であつて、第一種特定製品以外のもの（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含み、硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。）

第五条を次のように改める。

(報告の徴収)

第五条 主務大臣は、法第九十一条の規定により、フロン類の製造業者等に対し、法第二条第六項のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化の状況に関し報告を求めることができる。

2 主務大臣は、法第九十一条の規定により、指定製品の製造業者等（法第十三条第一項の指定製品の製造業者等に限る。）に対し、その製造等に係る指定製品につき、法第四条第二項の使用フロン類の環境影響度の低減の状況に関し報告を求めることができる。

3 主務大臣は、法第九十一条の規定により、指定製品の製造業者等に対し、その製造等に係る指定製品につき、当該指定製品への表示及び当該表示に際して遵守すべき事項の実施の状況に関し報告を求めることができる。

4 主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、再生証明書（法第五十九条第一項に規定する再生証明書をいう。次項第二号において同じ。）の回付及びその写しの保存又は破壊証明書（法第七十条第一項に規定する破壊証明書をいう。第七項第二号にお

いて同じ。)の回付及びその写しの保存の実施の状況に関し報告を求めることができる。

5 主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類再生業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の引取り、再生又は引渡しの実施の状況

二 再生証明書の送付及びその写しの保存に関する事項

6 主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類再生業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第四項において同じ。)に対し、フロン類の運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

7 主務大臣は、法第九十一条の規定により、フロン類破壊業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況

二 破壊証明書の送付及びその写しの保存に関する事項

8 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品(

法第十六条第一項に規定する管理第一種特定製品をいう。次条第六項において同じ。）の使用等の状況に  
関し報告を求めることができる。

9 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品整備者に対し、次に掲げる事項に関し報  
告を求めることができる。

一 フロン類の充填の委託、回収の委託又は引渡しの実施の状況

二 法第三十七条第二項の通知に関する事項

三 法第三十九条第二項の通知に関する事項

10 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、情報処理センターに対し、法第七十七条第一号及び第三  
号に掲げる業務の実施の状況に関し報告を求めることができる。

11 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品廃棄等実施者に対し、次に掲げる事項に  
関し報告を求めることができる。

一 フロン類の引渡しの実施の状況

二 法第四十三条第一項の回収依頼書の交付及びその写しの保存に関する事項

三 委託確認書（法第四十三條第二項に規定する委託確認書をいう。第十三項第三号において同じ。）の交付及びその写しの保存に関する事項

四 法第四十三條第四項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項

五 引取証明書（法第四十五條第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。）の保存及びその写しの交付に関する事項

12 都道府県知事は、法第九十一條の規定により、特定解体工事元請業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 解体工事（法第四十二條第一項に規定する解体工事をいう。次條第六項において同じ。）に係る建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認及び当該確認の結果に係る説明の実施の状況

二 法第四十二條第一項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項

13 都道府県知事は、法第九十一條の規定により、第一種フロン類引渡受託者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 フロン類の引渡しを受託又は引渡しの実施の状況
  - 二 法第四十三条第四項の書面の保存に関する事項
  - 三 委託確認書の回付及びその写しの保存に関する事項
  - 四 引取証明書の写しの保存に関する事項
- 14 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
- 一 フロン類の充填、引取り、回収、再生又は引渡しの実施の状況
  - 二 法第三十七条第四項の充填証明書の交付又は法第三十八条第一項の登録に関する事項
  - 三 法第三十九条第六項の回収証明書の交付又は法第四十条第一項の登録に関する事項
  - 四 引取証明書の交付又はその送付及びその写しの交付並びにその写しの保存に関する事項
- 15 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第十一項において同じ。）に対し、フロン類の運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

16 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品引取等実施者に対し、次に掲げる事項に  
関し報告を求めることができる。

一 第一種特定製品の引取り等（法第四十五条の二第一項に規定する引取り等をいう。次条第八項及び第十二項において同じ。）の実施の状況

二 引取証明書の写しの回付及び保存に関する事項

第六条第一項中「係るフロン類」及び「当該フロン類」の下に「及びフロン類代替物質」を加え、「及び」を「並びに」に、「必要最小限度」を「必要な最小限度」に改め、同条第二項中「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第四項中「法第九十一条の」を削り、「立ち入り」の下に「、その再生に係るフロン類」を加え、「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第五項中「立ち入り」の下に「、その破壊に係るフロン類」を加え、「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第六項中「法第十六条第一項の」を削り、「場所」の下に「（当該第一種特定製品の管理者が法第四十二条第一項の特定解体工事発注者である場合にあ

つては、解体工事に係る建築物その他の工作物又は解体工事の場所を含む。」を、「当該管理第一種特定製品」の下に「（解体工事に係る建築物その他の工作物に立ち入る場合にあつては、当該管理第一種特定製品が設置された建築物その他の工作物を含む。）」を加え、同条第八項中「又は事業所」を「若しくは事業所又は第一種特定製品を設置する場所（当該第一種特定製品廃棄等実施者が第一種特定製品引取等実施者に当該第一種特定製品を引き渡す場合にあつては、その引取り等に係る場所を含む。）」に、「廃棄又は譲渡」を「廃棄等（法第二条第八項第三号に規定する廃棄等をいう。）」に改め、同条第十項中「法第九十一条」を削り、「法第五十条第一項の」を「法第五十条第一項ただし書の規定により主務省令で定める」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、特定解体工事元請業者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査させることができる。

第六条に次の一項を加える。

12 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品引取等実施者の事務所又は事業所に立ち入り、その引取り等に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。



る。

第七条中「第九十三条」を「第九十三条第一項」に改める。

#### 附 則

この政令は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

## 理由

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対する報告の徴収及び立入検査の実施方法を定めるとともに、指定製品の範囲を拡大する等の必要があるからである。